

行政改革推進会議の役割と運営について

1 推進会議の役割

(1) 条例上の位置づけ

本会議は、三田市附属機関の設置に関する条例に基づき設置されていますが、その担当事務は、「行政改革の推進に関する事項についての調査審議」とされています。

(2) 新成長戦略プランの進行管理

この条例の規定に基づき、本会議では、未来志向のまちづくりを行うため、まちの構造や行政運営の仕組みを変える取り組みとして策定した新成長戦略プラン（期間：平成 25 年度～平成 28 年度）の進捗状況について、半期に一度お集まりいただき、学識者、各種団体、市民のそれぞれの立場から、チェックしていただいています。

具体的には、市が取り組み終了としている項目についての当否や目標から進捗が遅れているものについて、なぜ遅れているか、今後どのように取り組むべきかなどの議論が想定されます。

市は、会議でのご意見をもとに、取り組みの改善等を図ります。

【参考】これまでの開催状況

会議の内容	会議の開催時期
平成 25 年度(年間)の進捗状況について	平成 26 年 6 月 24 日
平成 26 年度(上半期)の進捗状況について	平成 26 年 11 月 18 日
平成 26 年度(年間)の進捗状況について	平成 27 年 6 月 29 日
平成 27 年度(上半期)の進捗状況について	平成 27 年 12 月 1 日
平成 27 年度(年間)の進捗状況について	平成 28 年 6 月 29 日

(3) その他市長が諮問する事項

2 委員の任期

委員の任期は、平成 29 年 6 月までとしています。

3 会議の公開について

(1) 情報公開条例

市長の附属機関が行う会議は、三田市情報公開条例に基づき原則公開となります。趣旨は、会議の公正な運営を図り、市民の市政への参加と公正かつ透明性の高い市政を推進するためです。ただし、公開することにより会議が混乱するなど、適正な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、委員会の決定により非公開とすることができます。

(2) 会議録の公開

会議録についても、この条例に基づき、個人情報等公開が適当でない部分を除いて原則公開となります。会議録について、次のとおり取り扱うこととします。

ア 下記の事項を記載した会議録を作成します。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した附属機関の委員の氏名
- (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
- (5) 意見陳述等のために出席した者の氏名
- (6) 傍聴者の人数
- (7) 議題
- (8) 会議の内容(主な意見、結論等)
- (9) 会議の公開・非公開の区分
- (10) 使用した資料の名称

イ 会議録に記録する発言等の内容についてはその要点を記録することとします。

ウ 会議録は、ホームページ等において公開します。(発言者名の取扱いについては、無記名とします。)

エ 会議録の作成に当たっては、出席委員へ確認ののち、会長が内容の確定を行うこととします。